様

居宅サービス契約書

（訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業）

１．訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業
　　利用契約書
２．訪問介護重要事項説明書・同意書
３．個人情報使用同意書

この書類は、ご利用頂くに当たり重要な書類です。
ご確認のうえ、保管頂きますようにお願い致します。

社会福祉法人ジェイエー長野会

北信州みゆき介護センター

訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業利用契約書
兼重要事項説明書・同意書

　　様(以下、「利用者」といいます)と北信州みゆき介護センター(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う、訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「訪問介護」といいます）について、次のとおり契約を締結します。なお、本書は契約書の内容及び利用者に説明して同意を得る重要事項説明書の内容の説明、同意書を兼ねます。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨を遵守し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期1)

1　この契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

2　契約満了の 2 日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されます。

第3条(訪問介護計画および介護予防・日常生活支援総合事業計画作成・変更)

1　事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画または介護予防・日常生活支援総合事業計画（以下、「訪問介護計画等」といいます）を作成し、訪問介護計画等作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

2　訪問介護計画等には、訪問介護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3　訪問介護計画等は、居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

4　事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問介護サービスの目的に従い、訪問介護計画等の変更を行います。

(1)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問介護計画を変更する必要がある場合

(2)　利用者が訪問介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

5　前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6　事業者は、訪問介護計画等を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

第4条(担当の訪問介護員)

訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～2級課程を修了した者です。

1　事業者は、利用者のため、担当の訪問介護員を定め、利用者に対して訪問介護サービスを提供します。

2　事業者は、担当の訪問介護員を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

3　利用者は、事業者に対し、いつでも担当の訪問介護員の変更を申し出ることができます。

4 事業者は、前項の申出があった場合、第１条に規定する訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように担当の訪問介護員を変更します。

第５条(訪問介護サービスの内容及びその提供)

1 事業者は、担当の訪問介護員を派遣し、訪問介護計画に沿って、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の訪問介護サービスを提供します。

2 事業者は、利用者に対して訪問介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。

3 事業者は、利用者の訪問介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存します。

4 利用者およびその家族は、必要がある場合、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第６条(利用料等の支払い)

1 利用者は、サービスの対価として〔別紙料金表〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 利用料金の支払いは、月末締め切りの翌月１５日（ただし、１５日が休日の場合は翌営業日とする。）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の当ＪＡ貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

4 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

第７条(利用料等の変更)

1 事業者は、利用者に対して、1ヵ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔料金改定同意書〕を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第８条(サービスの中止)

1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日までに通知をすることにより料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス実施日の前日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔訪問介護等利用契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部を第６条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
　但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

第９条(契約の終了)

1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
（1）事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
（2）事業者が守秘義務に反した場合
（3）事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
（4）事業者が破産した場合
4　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
（1）利用者のサービス利用料金の支払が１ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１５日以内に支払われない場合
（2）利用者またはその家族が事業者や訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
5　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
（1）利用者が介護保険施設に入所した場合
（2）利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
（3）利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第 10 条(秘密保持)
1　事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2　事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3　事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

第 11 条(賠償責任)
事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 12 条(緊急時の対応)
事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに緊急連絡先または主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 13 条(身分証携行義務)
訪問介護員は、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 14 条(連携)
事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員・地域包括支援センターおよび保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 15 条(相談・苦情対応)
事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 16 条(本契約に定めのない事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

〔訪問介護重要事項説明書 別紙〕

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人ジェイエー長野会
主たる事務所の所在地	長野市南長野北石堂町 1177-3
代表者（職名・氏名）	理事長　上原　孝義
電話番号	026-223-0533

２．当事業所が担当するサービスについての相談窓口

電話番号	０２６９－６２－０５３９
受付時間	午前８時３０分～午後５時３０分まで
サービス提供責任者氏名	

＊ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

３．社会福祉法人ジェイエー長野会　北信州みゆき介護センターの概要

（１）事業所の名称・場所・指定事業所番号

事業所名	北信州みゆき介護センター
所在地	飯山市大字飯山３５６７番地
サービスの種類	訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業
事業所番号	2071300459

（２）事業の実施地域

通常の事業の実施地域	飯山市

（３）同事業所の職員体制

資　格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者兼サービス提供責任者 （介護福祉士）	１名		訪問介護事業の統括及びサービス提供上の連絡調整、業務技術指導を行う。
サービス提供責任者 （介護福祉士）	１名		サービス提供上の連絡調整、業務技術指導を行う。
サービス提供責任者兼事務員 （介護福祉士）		１名	サービス提供上の連絡調整 業務技術指導及び訪問介護事業に関する事務処理を行う。
サービス提供者 (介護福祉士及びホームヘルパー1～2 級)	兼２名	４名以上	訪問介護業務従事者

（４）サービスの提供時間帯

区　分 営　業　時　間	通常時間帯 8：00～18：00	早　朝 6：00～8：00	夜　間 18：00～22：00	深　夜 22：00～6：00
平　日	○	○	○	○
土・日・祝祭日	○	○	○	○
※注意：時間帯により料金が異なります。				

（5）事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	当事業所は適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援の状態となった高齢者に対し、事業所の訪問介護員その他の従業者により適正な指定居宅訪問介護サービスを提供することを目的とします。

4．サービス内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 ＊食事介助 ･･･ 配膳　メニュー・材料説明　摂食介助 ＊入浴介助 ･･･ 安全確認　浴槽の準備　入湯　洗体　身体状況の確認 ＊排泄介助 ･･･ オムツ交換　トイレ誘導 ＊清　　拭 ･･･ 全身・部分清拭 ＊体位交換 ･･･ 体位交換　安楽な姿勢の保持等
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 ＊買い物 ･･･ 日常生活に必要な物品の購入 ＊調　理 ･･･ 利用者に合わせ、栄養を考え料理作り ＊掃　除 ･･･ 居室等の清掃 ＊洗　濯 ･･･ 洗濯・取り入れ・収納等
③その他のサービス	介護相談　等

5．利用料金

- サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、法定代理受領サービスである時は、「介護保険負担割合証」に基づく負担額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた部分の基本利用料の全額をご負担いただきます。
  提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- 利用料金の支払いは、月末締め切りの翌月１５日（但し、１５日が休日の場合は翌営業日とする）とし、指定金融機関（ながの農業協同組合）から口座振替又は集金でのお支払いとなります。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

（1）訪問介護等の利用料

〔別紙料金表〕のとおりです。

（2）その他の費用

■　交通費

- ３項（2）事業の実施地域で定めた地域へのサービスの提供は無料です。

- それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。
- 利用者の居宅においてサービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

（3）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）

キャンセルの時期	キャンセル料金
ご利用日の前日までご連絡いただいた場合	無　料
ご利用日の当日ご連絡いただいた場合	１利用につき５００円
☆連絡先　０２６９－６２－０５３９	**北信州みゆき介護センター**

6．サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

- 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出下さい。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヵ月前までに文書で通知いたします。

（3）自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- 利用者が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

（4）その他

- 当組合が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当組合が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払を１ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１５日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが当組合や当組合の訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

（5）サービス利用のために

事　項	有無	備　考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望の時はお申し出下さい。
従業員への研修の実施	○	年に４回以上予定
サービスマニュアルの作成	○	
個人情報の使用同意書	○	

7．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（1）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

① 医療行為及び医療補助行為

② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備など

（2）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（3）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

8．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

9．事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の措置を講じます。

10．秘密保持

訪問介護員等その他の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。訪問介護員等その他の従業員でなくなった後においても同様です。また、秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとします。サービス担当者会議において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及び当該家族の同意をいただきます。

11．サービス内容に関する苦情処理体制

当事業所における相談、要望、苦情等は下記窓口で受け付けます。

☆☆　サービス相談窓口　☆☆

北信州みゆき介護センター

担当者：　サービス提供責任者

◆電話番号　　０２６９－６２－０５３９

◆受　　付　　毎週月曜日から日曜日　午前８時３０分～午後５時３０分まで

※当事業所以外に、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

行政機関その他苦情受付機関

長野県国民健康保険団体連合会	電話番号　０２６－２３８－１５８０
飯山市役所	電話番号　０２６９－６２－３１１１

第三者委員

小林　武郎　　電話番号　０２６－２２４－０５５０

（ながの農業協同組合代表理事組合長）

深澤　悦子　　電話番号　０９０－１８８３－７３８２

（長沼地区民生児童委員協議会長）

１２.その他

当事業所は第３者評価は受けておりません。

初回説明事項からの変更

変更事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿年＿＿月＿＿日説明

変更事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿年＿＿月＿＿日説明

変更事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿年＿＿月＿＿日説明

変更事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿年＿＿月＿＿日説明

〔訪問介護等利用契約書 別紙〕

1　サービス提供責任者、担当訪問介護員

サービス提供責任者		担当訪問介護員	
連絡先 （電話番号）	北信州みゆき介護センター （０２６９－６２－０５３９）		

2　訪問介護の内容

	曜日	時間帯	介護内容	サービス内容

概算ご利用料金

上記介護内容での１ヵ月概算のお支払ご利用料金です。

（尚、初回加算は開始月のみです。限度基準額以上のご利用は、全額自己負担になります。）

	曜日等	サービス内容	算定根拠 単価	算定根拠 回数	介護報酬	利用者負担額（報酬の1割）
1	初回月のみ	初回加算	2,000円	1	2,000 円	200 円
2						
3						
4	緊急時訪問介護加算(依頼時のみ)					
5	介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)		介護報酬の28．7　%			
8	交通費（サービス地区外のみ）		1.不要		2.必要	
	ご利用料金（概算）				**2,000 円**	**200 円**

4　キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、

キャンセル料は不要です。）

キャンセルの時期	キャンセル料金
ご利用日の前日までご連絡いただいた場合	無　料
ご利用日の当日ご連絡いただいた場合	１利用につき５００円

5　相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆☆　サービス相談窓口　☆☆

北信州みゆき介護センター

◆電話番号☎　０２６９－６２－０５３９

◆受　　付　　毎週月曜日から日曜日　午前８時３０分～午後５時３０分

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

記

1、利用する目的

・介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。
・介護サービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。
・利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
・介護保険事務に関する情報提供の場合。

2、利用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
事業者は、個人情報を利用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

3、個人情報の内容(例示)

氏名、住所、利用者の心身の状況やその置かれている環境、支援を行う上での課題、健康状態、病歴、家庭状況等

私は、サービスの利用にあたり重要事項、及び個人情報利用の説明を担当者（説明者）より受け同意し、契約します。
契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

（利用者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※代筆の場合、代筆者の住所･氏名を併記すること。

（利用者家族）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄：　　）

（成年後見人・代理人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄：　　）

（連帯保証人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄：　　）

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

極度額（利用者の自己負担額２年分…滞在費・食費・介護サービス自費負担分等）

事業者は、サービス提供開始にあたり、本サービスにおける利用に関わる説明及び、重要事項と個人情報の利用に関して説明を行いました。

（事業所番号　　2071300459）
所在地　　長野県飯山市大字飯山３５６７
事業所　　社会福祉法人ジェイエー長野会
北信地域事業本部
北信州みゆき介護センター
責任者　　事業所長　　西村　　圭　　㊞

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔別紙 料金表〕

介護サービス料金表

（１） 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ＼ １回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 ※（注２）参照		
			１割負担	２割負担	３割負担
身体介護中心型	２０分未満	１，６３０円	１６３円	３２６円	４８９円
	２０分以上３０分未満	２，４４０円	２４４円	４８８円	７３２円
	３０分以上６０分未満	３，８７０円	３８７円	７７４円	１，１６１円
	６０分以上９０分未満	５，６７０円	５６７円	１，１３４円	１，７０１円
	９０分以上	３０分増す毎に８２０円を加算	30 分増す毎に 82 円を加算	30 分増す毎に 164 円を加算	30 分増す毎に 246 円を加算
	引き続き「生活援助中心型」を算定する場合				
	２０分以上４５分未満	６５０円	６５円	１３０円	１９５円
	４５分以上７０分未満	１，３００円	１３０円	２６０円	３９０円
	７０分以上	１，９５０円	１９５円	３９０円	５８５円
生活援助中心型	２０分以上４５分未満	１，７９０円	１７９円	３５８円	５３７円
	４５分以上	２，２００円	２２０円	４４０円	６６０円

（注１）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に２人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の２倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、基本利用料の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

利用者負担額は、「介護保険負担割合証」に基づく負担額になります。

加算の種類	加算の要件	加算基本料金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合及び前回の訪問月から２ヵ月以上経過してサービス提供した場合　（初回月のみ）	２，０００円

緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合　（1回につき）	**1，000円**
夜間・早朝加算 深夜加算	早朝（6時～8時）又は夜間（18時～22時）にサービス提供する場合	**基本利用料の２５％**
	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービス提供する場合	**基本利用料の５０％**
特定事業所加算（Ⅱ）	利用者に対しての良質な介護･接遇･情報連携等の提供を維持するための体制要件が整っている場合	**基本料金＋加算料金の１０％**
介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）	介護職員の資質向上を目的に研修計画の策定実施・実績報告を県知事等へ行った場合	**基本料金＋加算金の２８．７％**

（2）介護予防・日常生活支援総合事業の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ （1月あたり）		基本利用料 ※(注１)参照	**利用者負担金 ※(注２)参照**	
			1割負担	**2割負担**
訪問型 サービスⅠ	1月につき事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	11,760 円	1,176 円	2,352 円
訪問型 サービスⅡ	1月につき事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23,490 円	2,349 円	4,698 円
訪問型 サービスⅢ	1月につき事業対象者・要支援1・2（週2回を超える程度）	37,270 円	3,727 円	7,454 円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、基本利用料の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

利用者負担額は、「介護保険負担割合証」に基づく負担額になります。

加算の種類	加算の要件	加算基本料金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合及び前回の訪問月から２ヵ月以上経過してサービス提供した場合	**2，000円**

介護職員等 処遇改善加算 （Ⅰロ）	介護職員の資質向上を目的に研修計画を策定実施し、実績を県知事等へ報告した場合	**基本料金＋加算料金の** **２８．７％**

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。